

東京都院内感染対策施設整備費補助金交付要綱

5 衛 医 対 第 1 4 1 7 号
平 成 6 年 2 月 1 5 日

一部改正 6 衛医対第 5 9 4 号
平 成 6 年 8 月 1 6 日

一部改正 9 衛医計第 3 1 0 号
平 成 9 年 7 月 7 日

一部改正 10 衛医計第 1 0 5 8 号
平 成 1 1 年 2 月 2 日

一部改正 12 衛医計第 3 6 5 号
平 成 1 2 年 1 1 月 1 4 日

一部改正 14 健医政第 5 7 6 号
平 成 1 4 年 8 月 2 0 日

一部改正 15 健医政第 5 5 9 号
平 成 1 5 年 8 月 5 日

一部改正 18 福保医政第 1 0 6 3 号
平 成 1 8 年 1 1 月 7 日

一部改正 2 6 福保医政第 1 2 9 0 号
平 成 2 6 年 1 1 月 1 3 日

一部改正 3 0 福保医政第 8 6 8 号
平 成 3 0 年 9 月 2 8 日

一部改正 2 福保医政第 6 7 0 号
令 和 2 年 7 月 3 0 日

一部改正 3 福保医政第 1 3 7 9 号
令 和 3 年 1 0 月 2 0 日

一部改正 3 福保医政第 2 3 6 1 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

一部改正 4 福保医政第 1 4 4 2 号
令和 4 年 1 0 月 2 0 日

一部改正 5 保医医政第 3 7 1 号
令和 5 年 9 月 4 日

一部改正 6 保医医政第 9 9 0 号
令和 6 年 8 月 2 9 日

第1 目 的

この要綱は、都内の病院が行う院内感染症に対する施設整備に要する経費について、東京都が助成することにより、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）などによる院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

第2 補助対象

1 補助対象者

この補助金の交付対象は、知事が適当と認め、かつ、次に掲げる(1)及び(2)の条件に適合する者とする（ただし、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業共同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

- (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取組を行っていること。
- (2) 個室整備に必要な設備（専用のバス、トイレ等）を設けること。

2 補助対象経費

院内感染者のための個室及び個室の空調設備の整備に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用については除く。

- ア 土地の取得又は整地に要する費用
- イ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- エ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物を除く。）に要する費用
- オ その他の整備費として適当と認められない費用

第3 補助金の交付

この補助金の交付額は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.66を乗じて得た額を交付額とする。

1 基 準 額	2 対象経費
1室当たり15,724千円とし、空調設備（1万クラス以上）を整備する場合は35,787千円を加算する。	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工費又は工事請負費

- (注) 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準額から当該補助の際の基準額を差し引いた額を基準額とする。

第4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度11月30日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、必要によっては、知事があらかじめ定める日までに申請することができる。

第5 補助金の交付決定

知事は、第4の規定による補助金の交付の申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じての現地調査等を行い、適当と認めたときは第8に掲げる事項を条件に補助金の交付の決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

第6 変更申請手続

この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に従い、毎年度1月20日までに変更の申請を行うものとする。

第7 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第8 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付けられるものとする。

1 契約手続

補助事業に係る契約については、保健医療局医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年3月31日付16福保医政第1450号）によることとする。

2 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認める場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定による補助金の交付決定の取り消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取り消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

3 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の一に該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

4 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は、直ちにその指示に従わなければならない。

5 状況報告

- (1) 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。
- (2) 施設整備の補助事業者は、毎年度12月末日現在の補助事業の遂行状況を翌月15日までに別記第2号様式により知事に報告しなければならない。

6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、10の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

7 調書の作成

補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は東京都の会計年度が終了したときは、別記第3号様式による事業実績報告書を、指定する期日までに知事に2部提出しなければならない。

9 補助金額の確定等

知事は、8の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件、その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金額の確定があった場合においても適用する。

12 補助金の返還

(1) 知事が11の(1)の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

13 違約加算金及び延滞金

(1) 11の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取り消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における13の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 知事が13の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者

の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

15 延滞金の計算

知事が 13 の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

16 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

17 財産の処分

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、(2)に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) (1)による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数とする。
- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

18 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告

- (1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 4 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- (2) (1)により知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

第 9 その他

- 1 特別の事情により、第 3、第 4、第 6 及び第 8 の 8 に定める算定方法及び手續によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」（昭和 37 年規則第 141 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 12 年 11 月 14 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、要綱第8中「保健医療局」とする改正については、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。